

第5号(平成28年度春)掲載記事

第5回 「年金加入期間の計算、加入期間の確認要領」

消費生活アドバイザー
木暮晃治

年金加入期間の計算と今までの加入期間を確認する方法を紹介します。自分の年金を知る最初の第一歩です。

1、保険料を納付した期間の取り扱い

加入(入隊)した時	月の初日	1ヶ月と計算
	月の中途	
	月 末	
やめた(退職した)時	月の初日	0ヶ月と計算
	月の中途	1ヶ月と計算
	月 末	

上記原則に基づき結節期間(適用される年金制度の期間)ごとの月数を集計します。

2、自分の年金加入期間の確認要領

上記要領で計算した期間が年金額に反映されているか確認する為、次の手段、要領があります。

(1) ねんきん定期便(共済年金のみ加入者は、退職以降、定期的に郵送される。)

(2) 共済年金見込額のお知らせ(受給1年前に郵送される)

(3) 年金機構に赴き加入期間を照会しその回答票を受領する。(自衛隊退職後)

上記(1)(2)(3)で全加入期間を把握するには、かなりの知識が必要です。そこで勧めているのが「ねんきんネット」です。PCでいつでも加入期間(全期間を年・月ごと表示)を含め見込額の試算、持ち主不明記録検索など様々な情報が入手できます。

3、ねんきんネット利用の手続き

日本年金機構HP(<http://www.nenkin.go.jp/>)の「ねんきんネット」をクリックし事後は指示に従ってください。

第6号(平成28年度夏)掲載記事

第6回 平成28年度年金額(6月以降の支給分) 改定のニュース

1、平成28年度の年金額は、物価、賃金によるスライド及びマクロ経済スライドの調整が行われず、年金額は据え置きになりました。

2、27年度改定では、賃金スライドとマクロ経済スライドの調整が行われ、年金額が引き上げられました。

3、上記1、2により、6月15日支給分(4月分、5月分)からも年金額に変化はありません。

4、年金額が下がる場合があります。その主な理由は次の通りです。

- ▶ 配偶者、子供の加給年金の加算がなくなる場合。
- ▶ 遺族年金受給者(妻)が65歳に到達した場合。
- ▶ 配偶者の加給年金が停止した場合。
- ▶ 介護保険料等の特別徴収額が変更になる場合。

5、年金額の例 単位：円

年金	年額	月額
老齢基礎年金額	780,100	65,008

平均的な厚生年金の額*		221,507
加給年金額	224,500	
配偶者加給年金特別加算額(S18生~)	165,600	

*標準的な世帯合計：専業主婦、夫は40年間就業

6、退職共済年金の85%程度を占める2階部分(厚生年金相当部分)の計算方法を紹介합니다。多くの方が該当している従前保障額の例です。(28年度)

$$\text{平均給与月額} \times \text{旧給付乗率} \times \text{組合員期間月数} \times 0.991$$

旧給付乗率は生年月日で異なりS21.4.2以降生まれの方は、0.0075(H15.3までの期間)、0.005769(H15.4以降の期間)です。2期間に区分して計算し合算します。

消費生活アドバイザー 木暮晃治